

# 地方税統一QRコードの活用に係る検討会 中間取りまとめ

令和4年1月

## 中間取りまとめについて

- 地方税統一QRコードの活用に係る検討会(活用検討会)第1回から第3回までの検討の成果として、中間取りまとめを行うもの。

### 内容

- (1) QRコード活用金融機関窓口納付における納入済通知書等の取扱い
  - (2) 「支払期限」経過後の取扱い
  - (3) 一括伝送データの送信期限等
  - (4) QRコード破損等による読取りエラー時の処理方法
  - (5) 地方税統一QRコード以外のQRコードの印字について
  - (6) 金融機関における地方税統一QRコードの読取りテスト
- 今後も、活用検討会においては、令和5年4月からの地方税統一QRコードの活用開始に向け、関係機関間で調整が必要な事項等について、引き続き検討・情報共有を行う。

(参考)地方税共通納税システムにおける一括伝送方式への対応

- 地方税法に基づき、地方団体は、特定徴収金の収納事務を地方税共同機構に行わせることとされ、地方税共同機構は、金融機関にその事務の一部を委託することができることとされている。
- 令和3年8月現在、インターネットバンキング等での収納を前提に、1,047金融機関が地方税共通納税システムの仕組みに参加。今後、地方税統一QRコードの活用を前提に、一括伝送方式のチャネル追加を行っていただく予定。
- MPNの契約ルール(D方式)に基づき、地方税共同機構が令和4年春を目途に取扱条件を開示する。各金融機関は、当該取扱条件を確認後、承諾・回答書(追加・変更分)を機構に提出することで一括伝送方式での取扱いが可能となる。
- このため、次ページ以降においては、各項目について検討会としての「考え方」を示している。

## (1) QRコード活用金融機関窓口納付における納入済通知書等の取扱い(考え方)

- 地方税統一QRコードを活用したeLTAX経由の収納に係る納入済通知書等の取扱いについては、各地方団体と各金融機関の個別協議ではなく、地方団体から収納事務を受託する地方税共同機構と各金融機関との取決め事項となる。
  - 両者においては、地方団体における消込みや、一定期間経過後の地方団体からの照会に確実に対応する観点から、納入済通知書等の取扱いを検討することが必要であり、次のような取扱いとする。
    - ・ eLTAXを経由した収納については、特定のフォーマットに従った納付情報が電子的に送付されることから、金融機関から地方税共同機構・地方団体への納入済通知書の回付は不要。
    - ・ 金融機関は、地方税共同機構及び地方団体からの照会に確実に対応するため、納入済通知書記載事項(領収日付を含む。)の情報(※1)を数年間保管する。この場合において、保管の媒体は問わない。
      - ※1 納税義務者名等の全ての情報を保管することが望ましいが、最低限、一括伝送データに含まれる内容に係る情報については保管すること。保管のフォーマットや形式は問わない。
    - ・ 電磁的記録により保管する場合であっても、金融機関は、地方団体からの照会に備え、一括伝送データ送信後数日間程度(地方団体における消込が行われるまでの間)(※2)は、納入済通知書(※3)本体又はイメージデータの保管が必要(※4)。
- ※2 MPNの仕様では、最低5営業日の保管が必要とされている。
  - ※3 納入済通知書及び原符本体の双方を保管する必要性はないことから、納入済通知書を保管するルールとする。
  - ※4 金融機関窓口にて備え付けられた端末を使用し、納税者自らがQRコードの読取り・納付操作を行う場合等、納入済通知書が金融機関の手元に残らない場合にまで、納入済通知書本体又はイメージデータの保管を求めるものではない。

## 【参考】地方税のコンビニ収納における納入済通知書等の取扱い(考え方)

- コンビニ収納に係る納入済通知書等の取扱いについては、各地方団体と各コンビニ事業者(収納代行業者を含む。)との取決め事項となる。現在、コンビニ事業者に対し、納入済通知書(紙)を5年間程度保存することを求めている地方団体が多い。
- コンビニ収納においても、金融機関窓口収納と同様に、地方団体における消込みや、一定期間経過後の地方団体からの照会及び検査(※)に確実に対応する観点から、納入済通知書等の取扱いを検討することが必要であり、次のような取扱いとすることが考えられる。
  - ※ 私人委託制度において、地方団体は「受託者について、定期及び臨時に地方税の収納の事務の状況を検査しなければならない」とされている。
  - ・ コンビニ収納においては、POSレジで読み取った情報を元に、消込みに必要な情報が電子的に送付されることから、コンビニ事業者から地方団体への納入済通知書の回付は不要(従前どおり)。
  - ・ コンビニ事業者は、地方団体からの照会及び検査に確実に対応するため、納入済通知書記載事項(領収日付を含む。)の情報を数年間保管する。この場合において、保管の媒体は問わない。
  - ・ 電磁的記録により保管する場合であっても、コンビニ事業者は、地方団体からの照会に備え、数月間程度(※)は、納入済通知書・原符本体又はイメージデータの保管が必要。
    - ※ コンビニのレジにおいては収納事務以外の多様な業務が行われていること等を踏まえ、数月程度の保管は必要と考えられる。
- なお、コンビニ収納については、私人委託制度から指定納付受託者制度への移行が推奨されているところであるが、同制度においても、上記の考え方が当てはまると考えられる。

## (2)「支払期限」経過後の取扱い(考え方)

- 地方税統一QRコードには、「納期限」とは別に、納期限経過後も同コードを活用した収納を可能とする期限として、「支払期限」を格納することとしている。eLTAX操作による納税やスマホ納税において、当該期限後は、収納を受け付けない(納付エラー)とする想定。
- 他方、金融機関窓口納付については、次の事情もあることから、「支払期限」後であっても、地方税統一QRコードから読み取った情報をeLTAX経由で地方団体に送付する。
  - ・ 金融機関によっては、窓口ではなく後方の事務センター等でQRコードの読取りを行うが、その場合、収納受付後に支払期限超過後であることが判明する。支払期限後であることをもって、紙の納入済通知書の回付など、別行程で作業することは金融機関・地方団体双方にとって合理的でない。
  - ・ 特に、当該収納案件が指定金融機関先、収納代理金融機関先以外の地方団体に係る収納金であった場合、普段取扱いのない郵送先や送金先に送付・送金することが必要となり、特に負担が大きい。
- 地方団体において、金融機関から伝送されるデータから課税案件の特定が困難な場合(一定期間経過後の納付書等を想定)には、地方団体は金融機関に対し、速やかに問合せを行う。金融機関は、P.2により保管する証拠書類等をもとに納税義務者名等を回答するなど、地方団体に協力する。
- 地方団体は、収納受付金融機関が一括伝送フォーマットに従い送信する「収納日」(納税者が金融機関に支払った日)をもとに延滞金の計算を行い、当該延滞金に係る納付書を別途発行する。

### (3)一括伝送データの送信期限等(考え方)①

#### <現行地方税共通納税システムにおける納付情報の連携>

- 現行の地方税共通納税システム(MPNの情報リンク方式、ダイレクト方式及びオンライン方式を活用)においては、納税者が支払いを行った日に納付情報がeLTAXに連携され、その翌営業日に地方団体に連携されている。上記方式については、一括伝送方式導入後も、引き続き現行の取扱いを継続する。

#### <地方税統一QRコード活用(MPNの一括伝送方式を活用)時の納付情報の連携>

- MPNの仕様書において、一括伝送データの送信期限については、次のとおり規定されている。

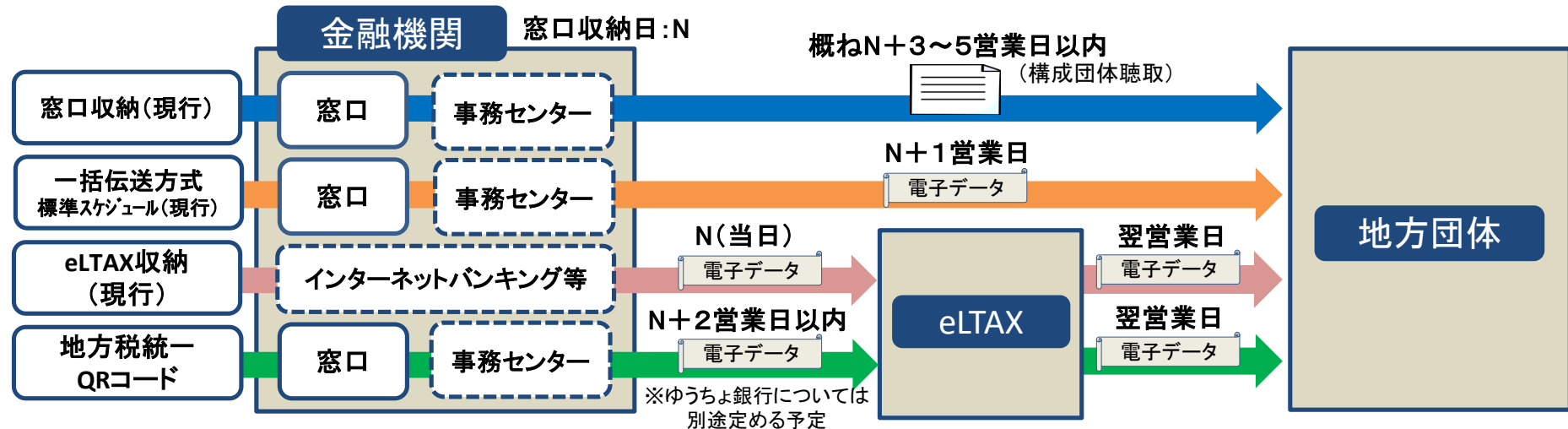
- ・ 金融機関が収納機関に送信する一括伝送データは、利用者が支払いを行った日の翌営業日中までに支払いが行われた日ごとに送信することを標準スケジュールとする。
- ・ ただし、営業店舗の地理的要因等で一部の収納金について標準スケジュールに沿って送信することが難しい金融機関の場合、特に送信期日についてあらかじめ収納機関と取り決める。

- 地方団体においては、納付が確認された案件について、督促状の発行停止、納税証明書の発行等を行っており、納付情報を可能な限り早期に受領する要請が強い。
- 一方、金融機関においては、事務センター等でQRコードの読取りを行う場合、納付書を事務センター等へ郵送することから、納付情報の送信までに一定の期間を要することが想定される。
- 上記を踏まえ、地方税統一QRコードを活用した収納に係る一括伝送データの送信期限については、次ページのとおりとする。

### (3) 一括伝送データの送信期限等(考え方)②

- 金融機関がeLTAXに送信する一括伝送データは、納税者が支払いを行った日の2営業日後までに送信することを標準スケジュールとする。ただし、金融機関におかれては、納税者の利便性向上の観点から、現行のMPN仕様を踏まえ、利用者が支払いを行った日の翌営業日中までに送信することに努めることとする。
- 営業店舗の地理的要因等により、一部の収納金について標準スケジュールに従って送信することが難しい場合、当該標準スケジュールに従うことが困難な案件の分については、可能な限り速やかに送信する(地方団体への連絡は原則不要)。
  - ※ 上記取扱いは、遅延を積極的に許容する趣旨ではない。地方団体においては、適正な収滞納管理のため、納付情報を可能な限り早期に受領する必要があることから、金融機関は、極力速やかに一括伝送データの送信を行うこと。
  - ※ 大規模災害発生時など、大量かつ大幅な遅延が発生する場合には、地方税共同機構から地方団体に連絡することとする(災害の態様に応じ、「●●地方における収納分/●●銀行の収納分に遅延が発生しています」等)。
- なお、地方団体に対しては、従前の取扱いと同様、金融機関が一括伝送データをeLTAXに送信した日の翌営業日に納付情報ファイルにて納付情報が連携される。

#### <金融機関収納情報の到達期日>



## (4) QRコード破損等による読取エラー時の処理方法(考え方)

- 収納受付金融機関において、QRコードの破損等によりQRコードの読取りができない場合には、次のとおり取り扱う。

＜当該金融機関が、当該地方税に係る地方団体の指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関及び収納事務取扱金融機関である場合＞

- ・ 地方税共同機構から収納事務の一部を受託している金融機関としてではなく、当該地方団体の指定金融機関等として受け付けたものとして、従来の方法及びルートにより、納付情報の伝達及び収納金の入金を行う。

※指定金融機関等であっても、下記取扱いとすることを妨げるものではない。

＜上記以外の場合＞

- ・ 次のいずれかにより対応する。

- ① 収納受付金融機関において、納付書の券面情報(団体番号(地方公共団体コード)、税目・料金(納付区分)、案件特定キー、確認番号、払込金額)に基づき一括伝送データを作成・送信する。
- ② ①により難しい場合は、事案が生じた際に都度、収納受付金融機関と地方団体との協議により対応方法を決定する。

(対応例) 収納受付金融機関から地方団体に連絡の上、地方団体から当該金融機関に対し、次のいずれかを行う。

- ・ 83桁情報を電子メールにて送信
- ・ 地方税統一QRコードの画像データを電子メールにて送信


※ 指定金融機関、収納代理金融機関等以外の金融機関における収納であることから、地方税共同機構を経由して徴収金及び納付情報を地方団体へ伝送することが必要。

※ 納期限まで日数がある場合など、納税者に不利益が生じることのない場合に、当該収納受付金融機関から当該地方団体の指定金融機関へ「取次ぎ」を行うことも考えられる(なお、「取次ぎ」の場合には、地方税法に基づく特定徴収金の収納ではないことから、従来方法及びルートにより、納付書及び当該地方団体の徴収金を取り次ぐこととなる。)



## (5) 地方税統一QRコード以外のQRコードの印字について(考え方)

- 金融機関が事務センター等でQRコードを読み取る場合があることを踏まえ、地方団体は、地方税統一QRコードの確実な読取りの観点から、金融機関が受け取る①納入済通知書及び②原符の表面には地方税統一QRコード以外のQRコードを印字しないこととする。
- 納税者等の混乱を避ける観点から、原則、③領収証書部分の表面にも地方税統一QRコード以外のQRコードを付さないこととする。ただし、納付書発送作業等のため、地方団体が内部管理用のQRコードを付すことを妨げるものではない。

①		②		③																																																											
<b>77 四角県 納入済通知書</b> <table border="1"> <tr> <td>加入者名</td> <td>〇〇県出納長</td> <td>口座番号</td> <td>01234-5-678901</td> <td>合計金額</td> <td>45000 円</td> </tr> <tr> <td>収納機関番号</td> <td>48000</td> <td>納付番号</td> <td>12345678901234567890</td> <td>確認番号</td> <td>654327</td> </tr> <tr> <td>納付区分</td> <td></td> <td>納付区分</td> <td>678</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>会計年度</td> <td>令和3年度</td> <td>納期</td> <td>令和3年5月31日</td> <td>主管所名</td> <td>四角県 自動車税事務所</td> </tr> </table>		加入者名	〇〇県出納長	口座番号	01234-5-678901	合計金額	45000 円	収納機関番号	48000	納付番号	12345678901234567890	確認番号	654327	納付区分		納付区分	678			会計年度	令和3年度	納期	令和3年5月31日	主管所名	四角県 自動車税事務所	<b>受領証 (原符)</b> <table border="1"> <tr> <td>加入者名</td> <td colspan="2">四角県出納長</td> </tr> <tr> <td>口座番号</td> <td colspan="2">01234-5-678901</td> </tr> <tr> <td>納付番号</td> <td colspan="2">12345678901234567890</td> </tr> <tr> <td>確認番号</td> <td>654327</td> <td>納付区分</td> <td>678</td> </tr> <tr> <td>税額</td> <td colspan="2">45000 円</td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td colspan="2">円</td> </tr> <tr> <td>合計金額</td> <td colspan="2">45000 円</td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td colspan="2">令和3年5月31日</td> </tr> <tr> <td>納税者氏名</td> <td colspan="2">ベジター 太郎 様</td> </tr> <tr> <td>主管所名</td> <td colspan="2">自動車税事務所</td> </tr> <tr> <td>電話</td> <td colspan="2">XX-XXXX-XXXX</td> </tr> </table>		加入者名	四角県出納長		口座番号	01234-5-678901		納付番号	12345678901234567890		確認番号	654327	納付区分	678	税額	45000 円		延滞金	円		合計金額	45000 円		納期限	令和3年5月31日		納税者氏名	ベジター 太郎 様		主管所名	自動車税事務所		電話	XX-XXXX-XXXX		<b>領収証書</b> 納付者氏名 ベジター 太郎 様 納付番号 12345678901234567890 登録番号 〇〇300あ0008 登録年月日 令和3年4月1日 納期限 令和3年5月31日 合計金額 45000 上記金額を領収しました。 発行年月日 令和3年5月2日 自動車税事務所長 	
加入者名	〇〇県出納長	口座番号	01234-5-678901	合計金額	45000 円																																																										
収納機関番号	48000	納付番号	12345678901234567890	確認番号	654327																																																										
納付区分		納付区分	678																																																												
会計年度	令和3年度	納期	令和3年5月31日	主管所名	四角県 自動車税事務所																																																										
加入者名	四角県出納長																																																														
口座番号	01234-5-678901																																																														
納付番号	12345678901234567890																																																														
確認番号	654327	納付区分	678																																																												
税額	45000 円																																																														
延滞金	円																																																														
合計金額	45000 円																																																														
納期限	令和3年5月31日																																																														
納税者氏名	ベジター 太郎 様																																																														
主管所名	自動車税事務所																																																														
電話	XX-XXXX-XXXX																																																														
<b>34</b> 3201234567890100000045000248000000000000 34000000001234567890076543270000000000000000		X (印字不可/コンビニ印刷)		(印字不可/コンビニ印刷)																																																											
<table border="1"> <tr> <td>収コード</td> <td>(91)948000-0123456789012345678900 050531-0-045000-0</td> </tr> <tr> <td>住所氏名</td> <td>まるち市 〇〇〇-〇〇 ベジター 太郎 様</td> </tr> <tr> <td>税目</td> <td>自動車税</td> </tr> </table>		収コード	(91)948000-0123456789012345678900 050531-0-045000-0	住所氏名	まるち市 〇〇〇-〇〇 ベジター 太郎 様	税目	自動車税	<table border="1"> <tr> <td>領収日付印</td> <td>(印字不可/コンビニ印刷)</td> </tr> </table>		領収日付印	(印字不可/コンビニ印刷)	<table border="1"> <tr> <td>領収日付印</td> <td>(納税者保留)</td> </tr> </table>		領収日付印	(納税者保留)																																																
収コード	(91)948000-0123456789012345678900 050531-0-045000-0																																																														
住所氏名	まるち市 〇〇〇-〇〇 ベジター 太郎 様																																																														
税目	自動車税																																																														
領収日付印	(印字不可/コンビニ印刷)																																																														
領収日付印	(納税者保留)																																																														

地方税統一QRコード以外のQRコードの印字不可

原則、地方税統一QRコード以外のQRコードを印字しない

## (6) 金融機関における地方税統一QRコードの読取りテスト(考え方)

- 地方税統一QRコードが印字された納付書については、地方税共同機構が収納事務を委託する金融機関において、指定金融機関先、収納代理金融機関先等の地方団体の納付書のみならず、全地方団体の納付書を受け付ける。
- この場合、金融機関における読取りの確実性の観点からは、全金融機関が、全地方団体が発行するQRコード付き納付書について読取りテストを行うことが望ましいとも考えられるが、物理的・時間的な制約等から現実的ではない。
- このため、各地方団体が規格検討会で定めた条件を満たすQRコードを生成していることを前提に、地方税統一QRコードの読取りテストについては、次のとおりとする。
  - ・ 各地方団体は、原則指定金融機関(少なくとも1金融機関)に対し、地方税統一QRコード付きの納付書を送付する(送付枚数等は、各金融機関から各地方団体に伝達)。
  - ・ いずれの地方団体の指定金融機関となっていない金融機関は、現在、最も地方税取扱件数の多い地方団体に対し、地方税統一QRコード付きの納付書送付を依頼し、当該地方団体は送付する(送付枚数等は、各金融機関から各地方団体に伝達)。
  - ・ 上記において読取り可能であることの確認ができた場合、一般的に読取り可能な納付書であり、また、当該金融機関は他地方団体分も読取り可能とみなし、その他の金融機関における読取りテストは不要とする。
  - ・ ただし、地方団体・金融機関の双方が合意する場合において、追加的な読取りテストを行うことを妨げるものではない。

※ 読取りテストの実施時期等については、地方団体・金融機関間で個別に協議を行うこととする。

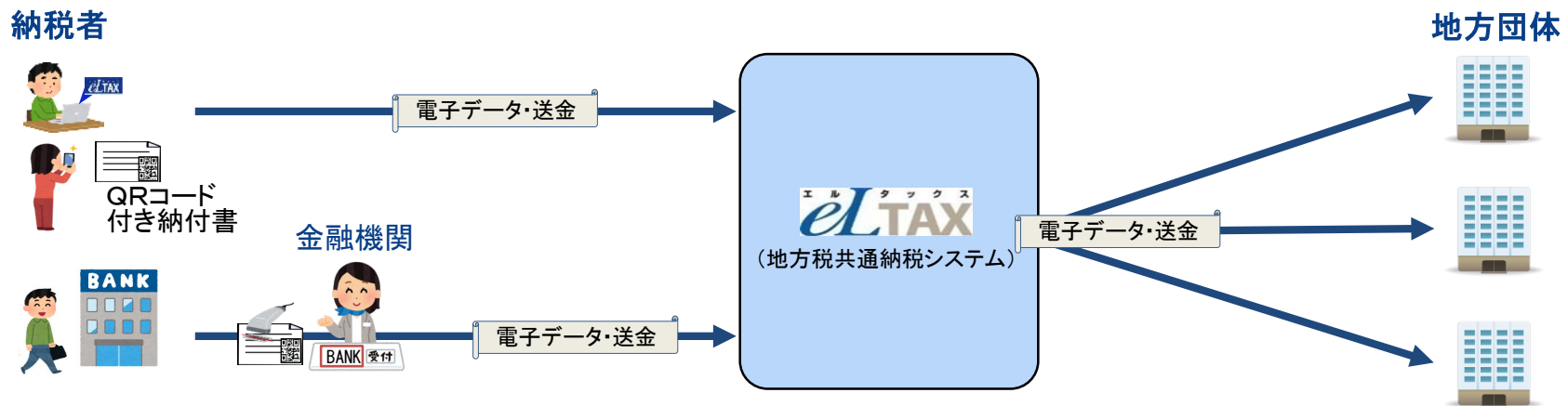
# 【参考】eLTAXを通じた電子納付の対象税目の拡大(案)

(参考)令和4年度  
税制改正関係資料

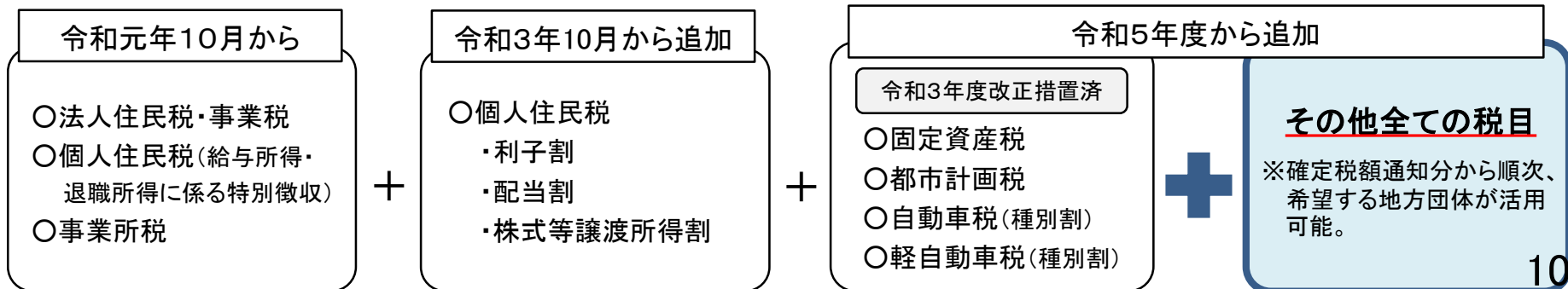
- eLTAXを通じた電子納付は、主として法人を対象とする税目から順次、対象税目を拡大。令和3年度税制改正において、個人の納税者にも納付機会が多い固定資産税等4税目についても対象に追加。
- 今般、地方税統一QRコードを活用した納付に係る仕組みの構築に目途がついたことから、これを契機に、eLTAXを通じた電子納付の対象を全税目に拡大するため、所要の措置を講ずる。

※ 令和5年4月1日以後の納付について適用。

## ■ eLTAXを通じた電子納付(イメージ)



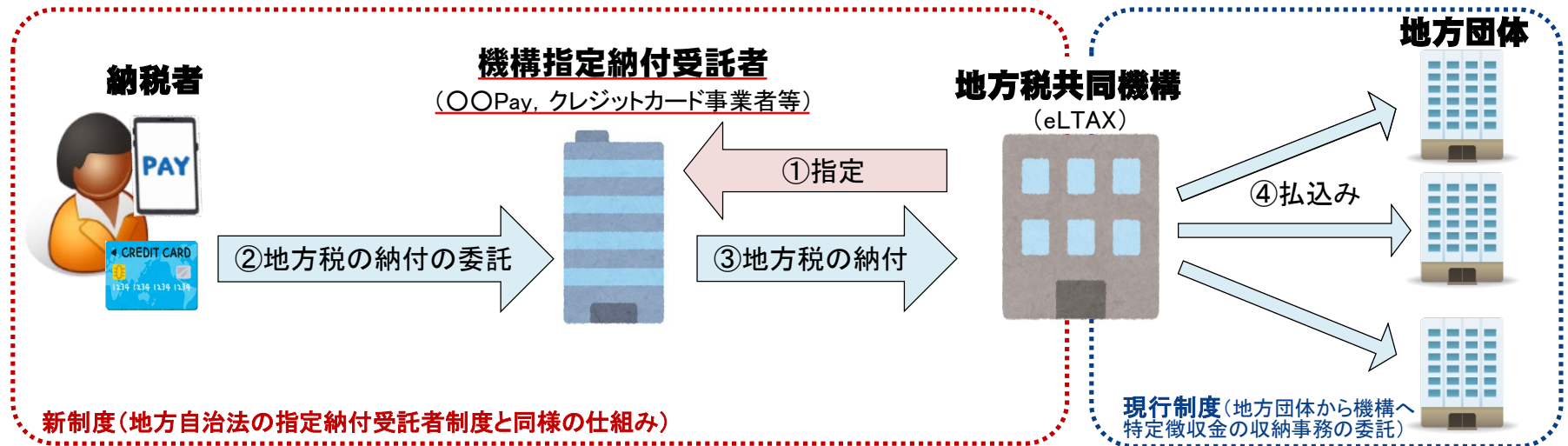
## ■ eLTAXを通じた電子納付の対象税目



- 現在、eLTAXを通じた電子納付については、金融機関経由の納付(インターネットバンキング等)のみが可能。
- 今後、固定資産税等全税目への電子納付対象拡大(令和5年度)と合わせ、納税者が、地方税共同機構が指定する者を経由してスマートフォン決済アプリ、クレジットカード等による納付を行うことができるよう所要の措置を講ずる。

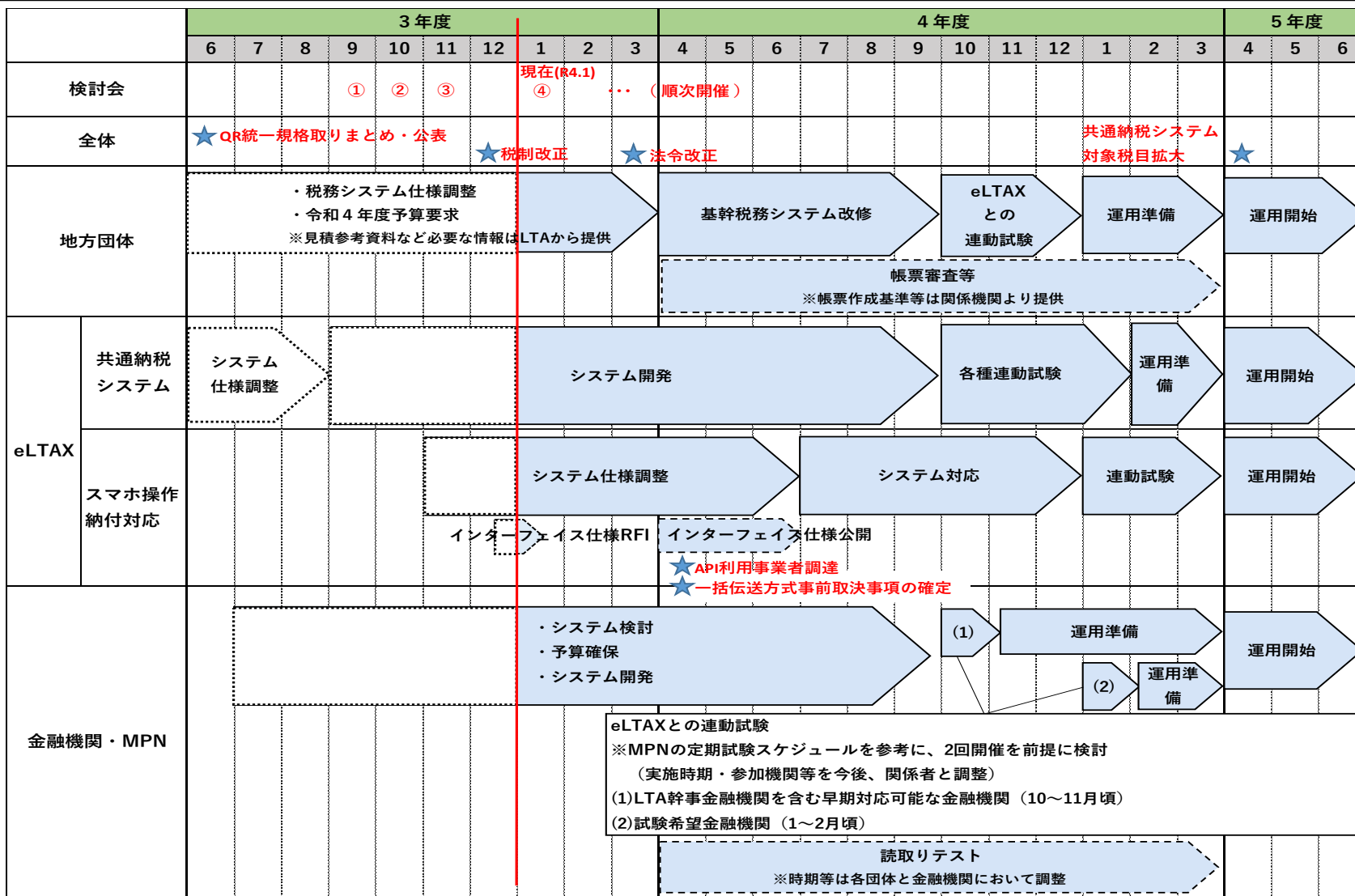
※ 令和5年4月1日以後に地方税の納付を委託する場合について適用。

■ eLTAXを通じた電子納付に係る新たな納付手段(イメージ)



- ※1 機構指定納付受託者が指定日までに納付(③)した場合には、委託(②)の日に遡って、納税者から納付があったものとみなす。
- ※2 納税者が機構指定納付受託者を通じた納付手続を行った場合であって、当該機構指定納付受託者が指定日までに納付しなかったときには、地方団体が指定納付受託者を指定した場合と同様に、当該地方団体は、保証人に関する徴収の例により当該機構指定納付受託者から徴収する。
- ※3 地方団体が、機構指定納付受託者の指定に関し、意見を述べる事ができる等の所要の措置を講ずる。

# 【参考】今後のスケジュール等(想定)



※その他必要に応じて関係機関による調整を行う。

## ＜活用検討会における今後の主な議題＞

- ・ 関係機関における帳票審査簡素化について
- ・ 関係機関におけるガイドラインの改訂について
- ・ 金融機関における対応状況について
- ・ 地方税統一QRコードのJPQR認定について

等